

# 壁紙 施工のポイント／メンテナンス／廃棄上の注意

## 施工のポイント

### ●有効巾について

壁紙は必ず見本帳に表示している有効巾でご使用ください。重ねしろは有効巾に含みません。有効巾以外での使用は左右の色違いを発生させます。

### ●下地処理について

天井や間接照明付近など、使用環境によって下地の不陸（段差、バテ跡、釘跡、糊ダマリなど）が目立つ場所がございます。下地は平滑にし、変色を避けるため、シーラー処理は必ず行ってください。特にコンクリート下地や合板下地の場合、水やアクリルを防ぐためシーラー処理は重要です。

### ●柄合わせについて

見本帳のリピート表示に「エンボス」または「プリント」と表示しているものについては、その表示に従って柄合わせをお願いします。柄合わせの必要な商品は、見本帳にリピートを表示しています。柄リピート表示は理論値であり、若干の誤差が生じます。施工の際は、柄を目視で合わせてください。無地よりも要尺が多くなりますのでご注意ください。

▶|○フリージョイント…柄合わせの必要はありません。

無地張り可……………柄合せる方がより美しく仕上りますが、

柄合せしなくともジョイント部が目立ちにくいタイプです。

ジョイント位置は、端部同士で施工してください。有効巾以外での施工や、壁紙の端部と中央部でジョイントした場合には色差が生じることがあります。

### ●張り出し確認

壁紙を2巾張った後、商品に問題がないことを確認した上で作業を続行してください。問題のある場合には販売店までご連絡ください。3巾以降の作業が進行した場合、施工費賠償につきましては原則としてお受け致しかねますのでご了承ください。

### ●柄の見え方について

壁紙のデザインによっては、光の当たり方・見る角度などによって柄の繰り返しやジョイントが目立つ場合があります。あらかじめご了承ください。

### ●ホワイトラインについて

ペース原反に着色していない商品はジョイントが白く目立つ場合があります。特に濃色の商品は目立ちやすいためご注意ください。施工時カッターが斜めに入ると白いラインが目立ちやすくなるため、切り口が必ず垂直になるようにご注意願います。

### ●トイレでのご使用について

黒色や濃色の壁紙を全面に施工した場合、リモコンの赤外線を吸収し、トイレなどの機器が反応しにくくなる場合があります。

## 壁紙のメンテナンス

### ●入居後の換気

施工時の臭いが残っている場合がありますので、入居後一週間程度は十分に換気を行ってください。

### ●傷をつけない

壁紙表面の破損は補修が困難です。日常生活において、家具などの角を当てないなどの工夫が必要です。

## ●落書きをしない

小さなお子様の落書きには十分ご注意ください。一般的の壁紙では油性マジック、クレヨン、ボールペンなどは、落とすことはできません。

## ●タバコの煙・キッチンの油烟について

タバコの煙やキッチンからの油烟は、壁紙を短期間で黄変させ頑固な汚れとなります。強制換気を心がけてください。

## ●薬品や化粧品類を付着させない

スプレー式の薬品（殺虫剤、塗料、化粧品など）、傷薬などの医薬品や口紅などを壁紙に付着させないでください。種類により壁紙が着色・変色することがあります。

## ●汚れが付着したら

ジュースや調味料などの汚れが付いたら、水か薄めた中性洗剤で拭き取り、仕上げに乾布で拭き取ってください。壁紙表面に凹凸がある場合、歯ブラシなどを使って汚れを除去してください。シンナーなどの溶剤は壁紙を傷めますので避けてください。ジョイント部に汚れた液や洗剤が染み込むと取れなくなり、剥がれの原因にもなりますのでご注意ください。

\* 壁紙の汚れには多種多様なものがあります。重要なことは汚染物を付着させないことと、付着したら直ちに拭き取ることです。

## ●粘着テープを貼らない

粘着テープ（セロハンテープやガムテープなど）を壁紙に付着させないでください。テープの粘着剤が壁紙に移行し変色や汚れの原因となります。また、粘着テープを剥がす時に壁紙を破損することがあります。

## ●家具を壁面に密着させない

家具の塗料に含まれる色素やベニヤの色素により、壁紙が変色することがあります。家具と壁紙との間に空間の余裕をとってください。（結露の防止にもなります）

## ●暖房器具は壁に近づけない

ストーブなどの暖房器具の熱が直接壁紙に当たらないようにしてください。  
また、キッチンのレンジやダウンライトのすぐ近くなど、高温になる場所への使用は避けてください。熱により壁紙が変形・変色することがあります。

## ビニール壁紙廃棄上のご注意

### ●残材を処理する場合

施工後のビニール壁紙の残材を産業廃棄物として処理する場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者に処分を委託してください。少量の残材を一般廃棄物（家庭ゴミ）として処理する場合には、市区町村条例に基づき処分してください。

### ●見本帳の廃棄について

廃棄物処理法に基づき、不要となった見本帳も産業廃棄物としての取扱いが必要です。  
資格を有する産業廃棄物処理業者に処分を委託してください。